

一般社団法人日本コスメティック協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本コスメティック協会と称する。

その英名は、Japan Cosmetic Association(JCA)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 この法人は、美容全般において氾濫する情報を科学的に評価・整理し、正しい知識の啓発を行うことを通じ、国民の美容と健康に対する健全な意識の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 専門的な人材の育成を目的とした研修の企画・実施
- (2) 専門的な人材の質の確保と向上を図るための認定試験制度の導入
- (3) 一般市民に向けた各種啓発活動
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第4条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 協賛会員 当法人の議場を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第5条 正会員又は協賛会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 正会員及び協賛会員は以下に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金1万円 年会費1万円
- (2) 協賛会員 入会金10万円 年会費10万円を一口とし、一口以上何口でも可

(任意退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1カ月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 この法人の会員が、この法人の名誉を棄損もしくはこの法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡し、又は解散したとき
- (3) 3年以上会費を滞納したとき
- (4) 総正会員の同意があったとき

(会員名簿)

第10条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は次の事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 計算書類等の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、開催日の一週間前までに正会員に対して発する。

第15条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した参加理事1名は、議事録署名人として前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3名以上15名以内
- 2 監事 1名以上3名以内

2 この法人の円滑な運営および専門的な助言を得ることを目的とし顧問を必要人数置くことができる。

3 理事のうち1名を代表理事（理事長）とする。

4 理事のうち1名を業務執行理事とし、専務理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 顧問は、理事会によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 専務理事は当法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問の職務及び権限)

第24条 顧問は、理事及び理事会に対し必要な助言を行い、また理事及び理事会から助言を求められた際にこれに応じる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 役員報酬は月額100万円を越えないことし、社員総会の決議をもって報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益を定める。

第6章 理事会

(理事会)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(理事会の招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集し、議長となる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、招集した理事が議長となる。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定める要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第33条 当法人の業務を円滑に行うために理事会の下に以下の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
 - (2) 学術委員会
 - (3) 広報委員会
- 2 前項に定める委員会の委員長は理事会が任命し、委員は委員長が任命する。
- 3 委員の任命については外部からの登用を妨げない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

- 3 基金には利息を付さない。
- 4 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。ただし、期日の定めのない基金については当法人が解散するまで返還しない。
- 5 返還期日の定めのある基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。
- 6 返還期日の定めのない基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別途定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 資産より生ずるもの
- (4) 事業にともなう収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
 - 2 貸借対照表
 - 3 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各事業年度開始の日の前日までに代表理事が編成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第42条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 その他

(協会業務に関わる関係者に対する報酬)

第43条 当法人の業務に関わる関係者に対し、その役務の提供について、理事会の決定により相当の報酬を支給することができる。

附則

1 この法人の最初の事業年度はこの法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は下記のとおりである。

氏名

川島 眞

柴山 裕治

井上 順一

3 この法人の設立時役員の名氏及び住所は、以下のとおりとする。

氏名

理 事 岩本 麻奈

理 事 川島 眞

理 事 柴山 裕治

理 事 井上 順一

理 事 山田 芽由美
代表理事 岩本 麻奈

- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2014年3月3日

この定款は、本法人の定款と相違ありません。

一般社団法人 日本コスメティック協会

理事長 岩本麻奈